

報告第8号

中条町・黒川村任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約第10条第4項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて新潟県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき、又は、事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、事務局長の命により分担事務を所掌する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事
- (2) 物品及び現金の出納に関する事
- (3) その他軽易な事項に関する事

(職員の服務)

第 7 条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの町村の事務従事の例によるものとする。

(給与等)

第 8 条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する町村の負担とする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

職 名	分 掌 事 務
事務局長	1 総括
	(行政制度調整関係)
	1 都市計画分科会の取扱いに関する事
	2 道路・河川分科会の取扱いに関する事
	3 国土調査分科会の取扱いに関する事
総務班	4 公営住宅分科会の取扱いに関する事
	(総務関係)
	1 庶務及び会計に関する事
	2 合併の諸手続きに関する事
	3 協議会の会議に関する事
	4 合併に係る広報に関する事
	5 人事に関する事
	6 報償等の支給に関する事
	7 財政計画に関する事
	(基本項目等関係)
	1 合併の方式に関する事
	2 合併の期日に関する事
	3 新市の名称に関する事
	4 新市の事務所の位置に関する事
	5 財産の取扱いに関する事
	6 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事
	(行政制度調整関係)
	1 財政分科会の取扱いに関する事
	2 管財分科会の取扱いに関する事

	3 会計分科会の取扱いに関する事
	4 教育委員会分科会の取扱いに関する事
	5 学校教育分科会の取扱いに関する事
	6 社会教育分科会の取扱いに関する事
	7 スポーツ振興分科会の取扱いに関する事
	8 電算システム分科会の取扱いに関する事
	9 条例整備分科会の取扱いに関する事
	10 情報通信分科会の取扱いに関する事
調整第一班	(行政制度調整関係)
	1 住民分科会の取扱いに関する事
	2 国保・国民年金分科会の取扱いに関する事
	3 環境衛生分科会の取扱いに関する事
	4 社会福祉分科会の取扱いに関する事
	5 児童福祉分科会の取扱いに関する事
	6 高齢者福祉分科会の取扱いに関する事
	7 障害者福祉分科会の取扱いに関する事
	8 保健衛生分科会の取扱いに関する事
	9 上水道分科会の取扱いに関する事
	10 下水道分科会の取扱いに関する事
	11 議会・監査分科会の取扱いに関する事
	(新市建設計画関係)
	1 将来ビジョンに関する事
	2 主要施策に関する事
調整第二班	(行政制度調整関係)
	1 総務分科会の取扱いに関する事
	2 企画分科会の取扱いに関する事
	3 人事分科会の取扱いに関する事
	4 広報・公聴分科会の取扱いに関する事
	5 選挙管理分科会の取扱いに関する事
	6 消防・交通安全分科会の取扱いに関する事
	7 人権対策分科会の取扱いに関する事
	(新市建設計画関係)
	1 将来ビジョンに関する事
	2 主要施策に関する事
調整第三班	(行政制度調整関係)
	1 民税分科会の取扱いに関する事
	2 資産税分科会の取扱いに関する事

	3 収納分科会の取扱いに関する事
	4 農業委員会分科会の取扱いに関する事
	5 農業分科会の取扱いに関する事
	6 林業分科会の取扱いに関する事
	7 水産業分科会の取扱いに関する事
	8 商工・労働分科会の取扱いに関する事
	9 産業振興分科会の取扱いに関する事
	10 観光・旅行分科会の取扱いに関する事
	(新市建設計画関係)
	11 主要事業に関する事

